主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人伊藤博夫の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、適法 な上告理由に当らない。

また、記録を調べても、所論の点につき刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四一四条、三九六条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり 判決する。

検察官 大沢一郎公判出席

昭和四二年五月二五日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岩	田		誠
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	松	田	=	郎
裁判官	大	隅	健 —	郎